

合併市に関する調査

記入月日：平成16年11月8日

基礎情報

都道府県・市名	岐阜県・恵那市（えなし）
合併期日	平成16年10月25日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1（旧恵那市）
人口（合併直近の国調）	57,274人（平成12年国勢調査）
面積	504.19km ²
議員定数	30名
関係市町村名	恵那市、岩村町、山岡町、明智町、串原村、上矢作町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	恵那市		35,677	172.56	20
岩村町		5,401	34.36	12	27.3%
山岡町		5,512	60.96	12	25.0%
明智町		6,903	67.13	12	27.0%
串原村		1,007	38.22	10	35.3%
上矢作町		2,774	130.96	12	36.2%
合計	-	57,274	504.19	78	-

関係市町村の財政状況

平成14年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）	地方交付税（千円）	指定団体等の指定状況	財政力指数
	恵那市		15,955,598	4,474,913	3,634,016	山村・辺地
岩村町		3,052,305	576,815	1,183,851	過疎	0.319
山岡町		3,802,867	473,487	1,063,871	辺地	0.364
明智町		4,143,851	698,724	1,335,226	山村・辺地	0.357
串原村		1,915,806	143,914	601,253	山村・過疎・辺地	0.212
上矢作町		2,553,263	243,617	1,304,406	山村・過疎・辺地	0.189
合併	-	31,423,690	6,611,470	9,122,623	-	-

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年2月3日	解散年月日：平成16年10月24日
内容	<p>協議会：合併の特例に関する法律（「合併特例法」）に基づいて設置する法定協議会で、6市町村の首長と議会議員及び、学識経験者の合計38人で構成されています。</p> <p>小委員会：「まちづくり計画小委員会」と「組織・定数適正化計画小委員会」が設置され、協議会の会長が協議会の委員のうちから指名した委員で構成し、協議会から付託された事項について、調査または審議を行います。</p> <p>幹事会：6市町村の助役や合併担当の部課長で構成され、協議会に提案する議案や協議事項について、協議、調整を行います。</p> <p>専門部会：6市町村の担当部課長で構成され、7部会（総務企画、議会、住民福祉、経済、建設、水道環境、教育）に分かれ、6市町村の事務事業の調整や、まちづくり計画の作成に関して専門的に協議、調整を行います。</p> <p>分科会：各専門部会のもとに6市町村の担当職員で組織され27の分科会から構成され、合併に関する事項や6市町村の事務事業の調整について、より専門的に協議、調整を行います。</p>	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：合併後概ね10年	
基本計画の主要項目	<p>新市の将来像「人・地域・自然が調和した交流都市」</p> <p>健やかで若さあふれる元気なまち</p> <p>豊かな自然と調和した安全なまち</p> <p>快適に暮らせる便利で美しいまち</p> <p>活力と創造性にあふれる魅力あるまち</p> <p>思いやりと文化を育む人づくりのまち</p> <p>健全で心の通った協働のまち</p>	
旧市町村庁舎の利活用	旧恵那市の庁舎を本庁とし、5町村の庁舎を振興事務所としました。	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2,1
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：35万円	
地域審議会の設置について	無	
内容	特になし	
地方税に関する特例	有	
内容	<p>法人住民税の法人税割の税率については、恵那市の例により、制限税率（14.7%）とする。ただし、法人税割の税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、次のとおりとする。</p> <p>岩村町、山岡町、明智町、串原村及び上矢作町については、合併が行われた翌年度から0.5ポイントずつ、5年度目に0.4ポイント引き上げ、制限税率となるよう調整する。</p>	
合併特例債発行限度額（億円）	284億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p>
	<p>合併の期日：平成16年10月25日 新市の名称：恵那市 新市の事務所の位置：恵那市長島町正家一丁目1番地1 合併の方式：新設合併 財産・債務の取扱い：所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ 議会議員の定数及び任期の取扱い：議員は、全員失職し、新市の法定定数で設置選挙を行う 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い：中選挙区で新たに50日以内に定数30人により選挙を行い、任期は3年とする 地方税の取扱い：法人住民税の法人税割の税率 一般職の職員の身分の取扱い：一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ 普通会計の職員数については、新市において適正定員545人を目標に、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める 使用料・手数料等の取扱い：使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。手数料については、合併時に統一する。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p> <p>「合併後に調整」とされた事項の早期調整 ・使用料の適正化・公共的団体の統合再編・補助金の適正化・給与の適正化・消防通信の統一・バス交通計画の策定・情報通信基盤の整備・総合行政システムの構築・高齢者在宅福祉事業・在宅介護支援センター運営事業・居宅介護支援事業所運営事業・延長保育時間・戦没者追悼式及び慰霊祭・障害者計画の策定・健康づくり短期移住事業・ごみの収集回数・企業振興奨励金制度及び企業誘致制度・街路灯及び防犯灯の管理・公営住宅の入居資格・下水道料金・成人式・社会体育事業</p>